

# 介護プロフェッショナルキャリア段位制度事業 レベル認定等手続規程

決定日 令和5年8月22日

## 目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 レベル認定及びユニット認定（第3条－第10条）

第3章 雑則（第11条－第13条）

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、一般社団法人シルバーサービス振興会（以下、振興会という）組織規程第10条（4）に定めるキャリア段位事業部の事務に定めるレベル認定申請の審査等に係る手続を定めることを目的とする。

### 第2条（事業の運営）

介護キャリア段位事業（以下、「事業」という）については、振興会キャリア段位事業部（以下、「事業部」という）で実施する。

## 第2章 レベル認定及びユニット認定

### 第3条（レベル認定）

振興会に設置するレベル認定委員会は、介護キャリア段位事業のレベルの認定（以下、「レベル認定」という。）を希望する被評価者（評価を受ける者をいう。以下同じ。）からレベルの認定の申請があった場合において、事業部が審査を行った上で付議された当該被評価者の申請について、レベルの認定の適否の審議を行う。

- 2 各レベルに応じた認定の必要な要件は別添1のとおりとする。
- 3 レベル認定の申請の事務は、被評価者の同意の下、当該被評価者が所属する介護事業所・施設のアセッサーが代行することができる。
- 4 アセッサーが1名の被評価者に対して行う内部評価（介護事業所・施設において行われる評価をいう。以下同じ。）の期間は、内部評価開始日（アセッサーが、当該被評価者の内部評価の開始について事業部に届出を行った日をいう。以下同じ。）後1年以内において各被評価者及びアセッサーが定める期間とする。

- 5 内部評価の実施にあたっては、1名の被評価者に対し複数のアセッサーが分担して行うことができる。

#### 第4条（ユニット認定）

レベル認定委員会は、ユニット単位（「できる（実践的スキル）」の評価基準における評価項目の小項目単位をいう。以下同じ。）での認定（以下「ユニット認定」という。）を希望する被評価者からユニット認定申請があった場合において、事業部が審査を行ったうえで付議された当該被評価者の申請について、ユニット認定の適否の審議を行う。

- 2 ユニット認定の基準については、別添1の4（1）②に定める小項目判定基準によることとする。
- 3 前条第3項の規定は、ユニット認定について準用する。

#### 第5条（レベル認定申請及びユニット認定申請の具体的な方法）

レベル認定及びユニット認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る認定申請書は、様式1のとおりとする。

- 2 認定申請に当たっては、認定申請を行う被評価者に対して内部評価を行ったアセッサーが必要な協力を行う。
- 3 前項に定めることのほか、認定申請に係る具体的な方法は、事業部が定めるアセッサー手順書及び被評価者手順書によるものとする。

#### 第6条（認定申請における事業部の業務）

事業部は、認定申請があった場合、次の事項を確認した後、認定申請を受理するものとする。

- (1) 認定申請書に所定の事項が記載されていること。
- (2) 認定申請者（認定申請を行う被評価者をいう。以下同じ。）の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなどの写し）が添付されていること。
- (3) 期末評価票（評価者評価用）に必要事項が記入されていること。
- (4) 「わかる（知識）」の要件を満たしていることを証明する書類の写しが添付されていること（ユニット認定の申請の場合は除く）。

- 2 前項の場合において、事業部は、認定申請書又は添付書類に不備な点を認めた場合は、申請書類に不備がある旨を認定申請者又は認定申請代行者（第3条（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認定申請の事務を代行するアセッサーをいう。以下同じ。）に通知し補正させるものとする。なお、補正に従わないとき又は必要な要件を有していないと認めたときは、受理できない理由を付して、認定申請書及び添付書類（以下「認定申請書類」という。）を認定申請者又は認定申請代行者に返還するものとする。

#### 第7条（認定申請書類の受理）

事業部は、認定申請を受理したときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 認定申請書に受理した日を記入すること。
- (2) 申請受理番号を決定すること。
- (3) その他必要な事項を記入すること。

#### 第8条（認定申請手数料の徴収）

事業部は、認定申請の受理の後、原則1か月以内に、認定申請者から、手数料として別表1に定める金額を徴収する。

- 2 前項の手数料（以下「認定申請手数料」という。）は、認定申請者に代わって、認定申請者が所属する介護事業所・施設が負担することができる。
- 3 第1項及び前項の規定に基づき徴収した認定申請手数料は、いかなる場合であっても返金しない。
- 4 認定申請手数料の具体的な納付方法は、事業部が別に定めるところによる。

#### 第9条（レベル認定委員会への付議）

事業部は、認定申請の受理及び認定申請手数料の収納完了後、当該認定申請についてレベル認定委員会へ付議することとする。

- 2 前項の付議に当たって、事業部は、付議案件が「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」の要件のいずれにも適合しているかを審査し、審査総括表として審査結果を一覧でまとめたもの及び期末評価票（評価者評価票）をレベル認定委員会に提出する。
- 3 事業部は、前項の事前審査に当たって、認定申請者又は認定申請代行者に対し、質問を行うとともに、補足説明等を求めることができる。

#### 第10条（認定申請に係る審査結果の通知、認定証の交付）

事業部は、レベル認定委員会での認定申請に係る審議の結果について、認定申請者又は認定申請代行者に通知する。

- 2 事業部は、レベル認定の審議において適当と認められた者に対して、様式2のレベル認定証を交付する。
- 3 事業部は、ユニット認定の審議において適当と認められた者に対して、様式3のユニット認定証を交付する。
- 4 レベル認定証又はユニット認定証の交付の具体的方法は、アセッサー手順書及び被評価者手順書に定めるところによる。
- 5 事業部は、レベル認定委員会の審議の結果、レベル認定又はユニット認定の要件に至らなかった者について、その旨と理由を認定申請者又は認定申請代行者に通知する。

### 第3章 雑則

#### 第11条（書類等の管理）

事業部は、認定申請書類について、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により、別に定める保存期間は保存する。

2 事業部は、認定申請書類について、保存期間満了後は、復元することができない方法により破棄する。

#### 第12条（秘密の保持）

レベル認定及びユニット認定に係る事務を行う役員もしくは職員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た認定申請者等の情報を漏らしてはならない。

#### 第13条（細則）

この規程に定めるもののほか、レベル認定及びユニット認定に係る手続等に関して必要な事項は、事業部が定める。

#### 附 則

##### 第1条（施行期日）

この規程は、決定の日から施行する。

##### 第2条（検討等）

振興会は、この規程に関して検討を行い、必要があると認めるときは、改定その他の所要の措置を講じなければならない。

#### 附 則

この規程の改正は平成28年4月4日より施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

この規程は、平成29年11月22日から施行する。

##### （経過措置）

平成29年11月22日の期末評価票（新方式）の改定までに、期末評価票（旧方式）を使用して評価結果を入力していた者への経過措置として、第3条第4項に定める評価期間内に期末評価票（旧方式）を用いて、「評価完了」を行った評価については、本規程第3条（レベル認定）第2項で定めるレベル認定の要件及び第4条第2項に定めるユニット認定の基準の取扱いについて、下記のとおりとする。

(期末評価票 (旧方式) の適合基準)

(1) 「できる (実践的スキル)」の適合基準

レベル認定を目指すレベルに対応する全ての中項目 (別表の中項目をいう。以下同じ。) が「○ (できる)」と判定される場合に、当該レベルの「できる (実践的スキル)」の要件に適合したものとする。具体的には、以下の①から④までの方法で評価項目を評価し、要件に適合しているかどうかを判定する。

① チェック項目 (別表のチェック項目をいう。以下同じ。) については、以下のアからエまでの評価の区分に応じて、それぞれに定める評語を付すこととする。

ア できる : A

イ できる場合とできない場合があり、指導を要する : B

ウ できない : C

エ 実施していない (担当していない、評価期間中に実施しなかった) : -

② 小項目 (別表の小項目をいう。以下同じ。) については、次のア・イの区分ごとに、それぞれの条件が満たされる場合に、「○ (できる)」と判定することとする。

ア 小項目内のチェック項目数が2以下の場合

当該小項目内の全てのチェック項目が「A」であること

イ 小項目内のチェック項目数が3以上の場合

以下の (i)・(ii) のいずれかに該当すること

(i) 当該小項目内の全てのチェック項目が「A」であること

(ii) 当該小項目内のチェック項目のうち、1つのチェック項目が「B」であり、かつ、残り全てのチェック項目が「A」であること

③ 中項目中の全ての小項目が「○ (できる)」と判定される場合に、当該中項目を「○ (できる)」と判定することとする。

④ 当該レベルに対応する全ての中項目が「○ (できる)」と判定される場合に、当該レベルの「できる (実践的スキル)」の要件に適合したものとする。

3.前項の場合においても、別添1の4「(2) 選択項目」及び「(3) 評価の対象外項目」及び「レベル認定取得済項目の積上げ」を適用する。

## 附 則

### (施行期日)

この規程の改正は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

### (認定申請手数料改定日)

本規程第 8 条に定める認定申請手数料について、別表 1 に定める認定申請手数料は令和元年 8 月 1 日から適用する。

なお、事業部は、令和元年 7 月 31 日までにレベル認定申請システムにおいて、「レベル認定申請 評価票入力完了」ボタンを押下し、1 度でもステータスが「事務局（一次）チェック中」となった評価については、本規程第 8 条に定める別表 1 の認定申請手数料ではなく、改定前価格である 7,100 円(税込)の手数料とすることができる。

ただし、評価期間が有効（評価開始の届出から 1 年以内）なものに限ることとする。

なお、消費税率が改定された後に請求書を発行する評価については、改定後の消費税率を適用する。

### (施行期日)

この規程の改正は、令和元 5 年 10 月 1 日から施行する。

### (認定申請手数料改定日)

本規程第 8 条に定める認定申請手数料について、別表 1 に定める認定申請手数料は令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

なお、事業部は、令和 5 年 10 月 1 日以降に発行する『レベル認定申請手数料請求書』からレベル認定申請手数料を【別表 1】のとおり請求する。

ただし、令和 5 年 9 月 30 日までに『レベル認定申請手数料請求書』を発行済のレベル認定申請については、改定前価格を適用する。

## 「レベル認定の要件」

## 1. 基本的要件

介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベルは、エントリーレベルのレベル1からレベル4までとし、レベル認定委員会はレベル1、レベル2①、レベル2②、レベル3及びレベル4について、レベル認定を行う。

なお、レベル1については、下表「わかる（知識）」の要件のレベル1該当部分の適合のみをもって、レベル認定を行う。レベル認定等手続規程第3条に規定するレベル認定のための具体的な要件としては、次のとおりとする。

## (1) 「わかる（知識）」の要件

「わかる（知識）」の要件は、レベルごとに、次の表のとおりとする。

なお、いずれかのレベルの「わかる（知識）」について要件に適合している場合、より下位のレベルの「わかる（知識）」の要件についても適合しているものとする。

レベル	「わかる（知識）」の要件
レベル4	介護福祉士であること（国家試験合格） ※ 介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4の「わかる（知識）」の要件に適合しているものとする。
レベル3	介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※ 介護職員基礎研修修了でも可。
レベル2	介護職員初任者研修修了（※）
レベル1	※ ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む。

## (2) 「できる（実践的スキル）」の要件

「できる（実践的スキル）」の要件については、介護事業所・施設において、アセッサーがレベルごとの「できる（実践的スキル）」の評価基準に沿って被評価者の業務内容を評価し、「できる（実践的スキル）」の適合基準に達した場合に、当該レベルについて適合しているものとする。

## 2. アセッサーの要件

(1) 以下の①から③までの全ての要件を満たす者が、アセッサーとなることができる。

① 以下のイからホまでのいずれかの要件を満たしている者であること。

イ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度レベル4以上の者

ロ 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者（介護福祉士養成実習施設実習指導者Ⅱの要件を満たす者）

ハ 実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件に該当している者。

具体的には、以下のいずれかに該当する者。

- i) 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 10 年以上実務に従事した経験等を有する者
  - ii) 介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を 5 年以上教授又は指導した経験を有する者
- 二 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 5 年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者（介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者）
- ホ サービス提供責任者、主任等（チームやユニットを管理・運営し、部下に対して指導・助言を行う役職に就いている者）又は介護部門のリーダー（課長（係長）、フロアリーダー等）
- ② アセッサー講習を修了していること。
  - ③ 介護事業所・施設において、被評価者に対して内部評価及び OJT 指導を実施できること。

(2) アセッサー講習修了後 1 年間内部評価を開始しなかったアセッサーについては、講習修了から 1 年以上経過した後に内部評価に取り組む場合、アセッサーとしての能力を担保するため、振興会が定める一定の条件を満たした上で実施することとする。

ただし、以下の①から④までの要件に該当する場合であって、アセッサーが振興会に届け出た場合は、内部評価を実施しないことを認めることとする。この場合は、振興会に認められた期間を除いて、上記の 1 年間を算定するものとする。

- ① 病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により内部評価を行えない場合
- ② 大規模災害等により内部評価を行うことが著しく困難な場合
- ③ 海外出張等により、国内にいない場合
- ④ その他、①から③までに準ずるやむを得ない事情があると振興会が認める場合

### 3. 「できる（実践的スキル）」の評価基準

- (1) 「できる（実践的スキル）」の評価基準は、別表のとおりとする。
- (2) 当該評価基準における評価項目ごとのレベルの対応は、別表に定めるとおりとする。

### 4. 「できる（実践的スキル）」の適合基準

#### (1) 「できる（実践的スキル）」の適合基準

レベル認定を目指すレベルに対応する全ての中項目（別表の中項目をいう。以下同じ。）が「○（できる）」と判定される場合に、当該レベルの「できる（実践的スキル）」の要件に適合したものとすることとし、具体的には、以下の①から④までの方法で評価項目を評価し、要件に適合しているかどうかを判定する。

- ① チェック項目（別表のチェック項目をいう。以下同じ。）については、以下のアからエまでの評価の区分に応じて、それぞれに定める評語を付すこととする。

ア できる：A

イ できる場合とできない場合があり、指導を要する：B

ウ できない：C

エ 実施していない（担当していない、評価期間中に実施しなかった）：－

- ② 小項目（別表の小項目をいう。以下同じ。）については、レベル認定申請を行うレベルに対応する小項目内の全てのチェック項目が「A」である場合に、「○（できる）」と判定することとする。
- ③ 中項目中の全ての小項目が「○（できる）」と判定される場合に、当該中項目を「○（できる）」と判定することとする。
- ④ 当該レベルに対応する全ての中項目が「○（できる）」と判定される場合に、当該レベルの「できる（実践的スキル）」の要件に適合したものとすることとする。

## （2）選択項目

振興会は、前項に関わらず、レベル2①からレベル3の認定申請については、サービス種別などにより、介護場面が限られ、評価する事象が発生しない場合、次の①から③に記載の内容について、認定申請者の申請に基づき、「認定要件の対象外（選択項目）」とすることができるものとする。

なお、レベル4の認定申請については、すべての項目について「できる」ことの確認を必要とするため「認定要件の対象外（選択項目）」の対象としない。

### ①：レベル2①

「Ⅰ．基本介護技術の評価」の以下の4小項目のうち、いずれかの2項目が「できる」の評価となれば、認定申請要件を満たすこととする。

ア：大項目Ⅰ-中項目1-小項目(4)清拭ができる

イ：大項目Ⅰ-中項目2-小項目(3)口腔ケアができる

ウ：大項目Ⅰ-中項目3-小項目(3)おむつ交換を行うことができる

エ：大項目Ⅰ-中項目4-小項目(4)杖歩行の介助ができる

### ②：レベル2②

前項「①：レベル2①」の要件に加え、「Ⅱ．利用者視点での評価」の次の項目に関して認定要件の対象外とすることができることとする。

ア：大項目Ⅱ-中項目3-小項目(2)感染症発生時に対応できる

### ③：レベル3

前2項「①：レベル2①」及び「②：レベル2②」の要件に加え、次の項目に関して認定要件の対象外とすることができることとする。

ア：大項目Ⅱ-中項目6-小項目(1)終末期の利用者や家族の状況を把握できる

イ：大項目Ⅱ-中項目6-小項目(2)終末期に医療機関または医療職との連携ができる

### (3) 評価の対象外項目

振興会は、前項(1)の規定に関わらず、認定申請者の申請に基づき、次の①から③に記載の項目については、記載の機器等を使用していない場合等については、認定要件の対象外とすることができるものとする。

①次のア～ウのチェック項目については、チェック項目に記載の機器等を使用しておらず評価が出来ない場合は、小項目評価の要件としない。

ア：大項目Ⅰ - 中項目 1 - 小項目(3)洗体ができる(チェック項目③)

イ：大項目Ⅰ - 中項目 4 - 小項目(2)一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる(チェック項目④)

ウ：大項目Ⅰ - 中項目 4 - 小項目(3)全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる(チェック項目⑤)

②次の小項目アについては、「身体拘束を全くしていない場合」または「入所・入居・短期入所系のサービス以外のサービスである場合」のいずれかに該当する場合は、中項目評価の要件としない。

ア：大項目Ⅱ - 中項目 5 - 小項目(2)身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる。

③次のチェック項目アについては、事業所・施設において、特定の役職者しか行っておらず評価ができない場合は小項目評価の要件としない。

ア：大項目Ⅲ - 中項目 2 - 小項目(2)部下の業務支援を適切に行っている(チェック項目①)

### (4) レベル認定取得済項目の積上げ

振興会は、レベル認定を取得済の者が更に上位のレベルの認定申請を行う場合、認定申請者の申請に基づき、取得済レベルの評価項目については再度の評価は不要とし、新たにレベル認定申請を行うレベルに対応した新規評価項目のみを認定要件の対象とすることができる。

## 5. その他の事項

上記に定めるもののほか、内部評価の具体的な実施方法など、「できる(実践的スキル)」の要件に関して必要な事項は、厚生労働省が定める。

【別表 1】

(レベル認定申請手数料)

認定申請レベル	認定申請手数料
レベル 4	9,500 円
レベル 3	9,000 円
レベル 2 ②	8,000 円
レベル 2 ①	7,500 円
ユニット	7,500 円

※消費税別

(別表)

## 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の「できる(実践的スキル)」の評価基準

## 大項目.I 基本介護技術の評価

## 中項目.1. 入浴介助

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1)入浴前の確認ができる</b>				
	① バイタルサインの測定値を確認し、利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について医療職等に確認したか。	2・3・4	現認	
	② バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか。		現認 (必要に応じてヒアリング)	
<b>(2)衣服の着脱ができる</b>				
	① 体調や気候に配慮した服装であるかを確認したか。利用者の好みの服を選んでもらったか。	2・3・4	現認	
	② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーに配慮したか。			
	③ 脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか。			
	④ ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか。			
	⑤ しわやたるみがないか確認したか。			
<b>(3)洗体ができる(浴槽に入ることを含む。)</b>				
	① 末梢から中枢の順番で洗い、陰部は健側の手で洗ってもらったか。	2・3・4	現認	使用しておらず評価ができない場合は小項目評価の要件としない(評価対象外)。
	② 浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか。			
	③ 簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか。			
	④ 入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか。			
<b>(4)清拭ができる</b>				
	① バイタルサインの測定、利用者へのヒアリング等による体調確認の結果や医療職の指示等に基づき、清拭の可否について確認したか。	2・3・4	現認	「I-1-(4)清拭ができる」「I-2-(3)口腔ケアができる」「I-3-(3)おむつ介助ができる」「I-4-(4)杖歩行介助ができる」の4小項目うち、いずれかの2小項目を「認定要件外」とすることが可能。(いずれか2小項目が「できる」となれば認定要件を満たす) ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
	② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーや保温に配慮したか。			
	③ 末梢から中枢の順番で清拭を行うなど、適切な手順でできたか。			

## 大項目. I 基本介護技術の評価

### 中項目.2. 食事介助

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 食事前の準備を行うことができる</b>				
	① 声を掛けたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか。	2・3・4	現認	
	② とろみつけが必要とされる利用者の食事に、とろみがついていることを確認したか。			
	③ 禁忌食の確認をしたか。			
	④ 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか。			
	⑤ 食べやすい座位の位置や体幹の傾きはなにか等座位の安定を確認したか。			
	⑥ 顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか。			
<b>(2) 食事介助ができる</b>				
	① 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。	2・3・4	現認	
	② 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。			
	③ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。			
	④ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。			
	⑤ 食事の量や水分量の記録をしたか。		記録確認	
<b>(3) 口腔ケアができる</b>				
	① 出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促したか。	2・3・4	現認	「I-1-(4)清拭ができる」「I-2-(3)口腔ケアができる」「I-3-(3)おむつ介助ができる」「I-4-(4)杖歩行介助ができる」の4小項目うち、いずれかの2小項目を「認定要件外」とすることが可能。(いずれか2小項目が「できる」となれば認定要件を満たす) ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
	② 義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行ったか。			
	③ スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、速やかに行い、利用者に不快感を与えなかったか。			
	④ 歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認したか。			

## 大項目.I 基本介護技術の評価

### 中項目.3. 排泄介助

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 排泄の準備を行うことができる</b>				
	① 排泄の間隔を確認したか。	2・3・4	現認 (必要に応じて記録確認)	
	② 排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか。		現認	
	③ 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者によってもらうようにしたか。			
<b>(2) トイレ(ポータブルトイレ)での排泄介助ができる</b>				
	① トイレ(ポータブルトイレ)で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか。	2・3・4	現認	
	② トイレ(ポータブルトイレ)での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか。			
	③ ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか。			
	④ 排泄後、利用者にトイレトペーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしたか。		記録確認	
	⑤ 失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか。			
	⑥ 排泄後、利用者の体調確認を行ったか。			
<b>(3) おむつ交換を行うことができる</b>				
	① 利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ているか。	2・3・4	現認	「I-1-(4)清拭ができる」「I-2-(3)口腔ケアができる」「I-3-(3)おむつ介助ができる」「I-4-(4)杖歩行介助ができる」の4小項目うち、いずれかの2小項目を「認定要件外」とすることが可能。(いずれか2小項目が「できる」となれば認定要件を満たす) ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
	② おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮したか。			
	③ おむつ・パッドを装着後、衣服、寝具等にしわがないように整えたか。		記録確認	
	④ 排泄時刻、排泄物の量・性状の異常について記録をしたか。			

## 大項目.I 基本介護技術の評価

### 中項目.4. 移乗・移動・体位変換

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 起居の介助ができる</b>				
	① 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか。	2・3・4	現認	
	② 全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか。			
	③ 一部介助が必要な利用者について、足を曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか。			
	④ 利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか。			
<b>(2) 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる</b>				
	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト(フットサポート)の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。	2・3・4	現認	使用しておらず評価ができない場合は小項目評価の要件としない(評価対象外)。
	② 利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト(アームサポート)をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけ、介助を行ったか。			
	③ 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、車いすに移乗することができたか。			
	④ スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。			

## 大項目.I 基本介護技術の評価

### 中項目.4. 移乗・移動・体位変換

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(3) 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる</b>				
	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト(フットサポート)の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。	2・3・4	現認	使用しておらず評価ができない場合は小項目評価の要件としない(評価対象外)。
	② 移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行ったか。			
	③ 利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗がしやすい体勢をとったか。			
	④ 利用者の体をゆっくりと回転させ、車いすに深く座らせることができたか。スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗し、車いすに深く座らせることができたか。			
	⑤ 移乗用リフト等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。			
<b>(4) 杖歩行の介助ができる</b>				
	① 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか。	2・3・4	現認	「I-1-(4)清拭ができる」「I-2-(3)口腔ケアができる」「I-3-(3)おむつ介助ができる」「I-4-(4)杖歩行介助ができる」の4小項目うち、いずれかの2小項目を「認定要件外」とすることが可能。(いずれか2小項目が「できる」となれば認定要件を満たす) ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
	② 二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか。			
	③ 急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行ったか。			
<b>(5) 体位変換ができる</b>				
	① 利用者の膝を立て、テコの原理を活用しながら、体位変換したか。	2・3・4	現認	
	② 横向きになることができる人には自力で横になってもらったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げてもらうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換したか。			
	③ ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正すなど、身体に摩擦を与えないように体位変換したか。			
	④ 体位変換後、クッションやタオルなどを使用し、安楽な体位保持への介助を行ったか。			

## 大項目.I 基本介護技術の評価

### 中項目.5. 状況の変化に応じた対応

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
(1) 咳やむせこみに対応ができる	① 咳の強さ、顔色等の観察をしたか。 利用者が食物がつかえてむせこんでいる場合に、次の順で適切な対応ができたか。 ・頭が胸よりも低くなるように、前かがみの姿勢にしたか。	2②・3・4	状況の変化が起こった場合に現認	
	② 咳をするように声かけをしたか。 ・てのひらで背中(肩甲骨の間)をしっかり叩いたか。 ・(それでも改善しない場合)医療職に連絡したか。			
	③ 記録をしたか。		記録確認	
(2) 便・尿の異常(血便・血尿、バイタル、ショック状態など)に対応ができる	① 本人の様子(バイタル、ショック状態等)や便、尿(色やにおい、血液が混入していないかどうか等)を観察・確認したか。	2②・3・4	状況の変化が起こった場合に現認	
	② 原因の探索と確認をしたか。			
	③ (血液の混入、悪臭、バイタル値の異常やショック状態が観察された場合等)医療職に連絡したか。			
	④ 記録をしたか。		記録確認	
(3) 皮膚の異常(炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍等)に対応ができる	① 皮膚の症状(大きさ、深さ、出血・浸出液・臭気の有無等)や本人の様子(痛みやかゆみの有無等)の観察をしたか。	2②・3・4	状況の変化が起こった場合に現認	
	② 原因の探索と確認をしたか。			
	③ (かゆがっていたり、炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍が観察された場合等)医療職に連絡したか。			
	④ 記録をしたか。		記録確認	
(4) 認知症の方がいつもと違う行動(攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等)を行った場合に対応できる	① いつもと違う行動が見られた利用者を観察し、脅威や不安を感じない(利用者の表情・行動にネガティブな変化がない)よう近づき、声をかける等対応し、利用者の行動や表情から不安・不快感等を軽減させることができたか。	2②・3・4	状況の変化が起こった場合に現認	
	② いつもと違う行動が見られた利用者の表情、感情表現、行動などいつもと違う様子について確認し、なぜそのような行動をしたか、職員対応や本人の生活環境の変化等を確認し、記録したか。			
	③ いつもと違う行動が見られた利用者がなぜそのような行動をしたかを、心身状況、生活歴、価値観・嗜好、家族・他者との関係、家族から収集した情報等を確認し、記録したか。		記録確認	

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.1. 利用者・家族とのコミュニケーション

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 相談・苦情対応ができる</b>				
	① (自分で対応できない場合)相談・苦情の内容について、上司に報告し、対応を依頼することができたか。	2②・3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認	
	② 相談・苦情の内容及び関連情報を正確に把握・収集し、わかりやすく整理することができたか。	3・4	記録確認	
	③ 相談・苦情の要因を特定し、解決策または再発防止策を考えることができたか。		対応すべき事態が起こった場合に現認	
	④ 相談・苦情に対する解決策または再発防止策を利用者や家族に説明し、納得してもらえたか。		記録確認	
	⑤ 相談・苦情に対する解決策について、チームメンバーと共有し、解決策が継続的に実践されるよう働きかけを行ったか。			
<b>(2) 利用者特性に応じたコミュニケーションができる</b>				
	① 家族に利用者の日頃の様子などの情報を積極的に伝えることができたか。	2②・3・4	日頃の対応を観察(必要に応じてヒアリング。利用者意見により補足。)	
	② 利用者が興味関心を持てるような話題を取り上げ、コミュニケーションをとったか。			
	③ 利用者の話に耳を貸し、意思表示を把握し、理解することができたか。			
	④ 認知症の利用者に対し、その特性に応じた声かけやジェスチャー、表情等により、利用者の意向を確認し、介護の内容を伝えることができたか。			
	⑤ 視覚障害の利用者に対し、その特性に応じた声かけをし、利用者の意向を確認し、介護の内容を伝えることができたか。			
	⑥ 聴覚障害・難聴の利用者に対し、その特性に応じた声かけやジェスチャー、表情等により、利用者の意向を確認し、介護の内容を伝えることができたか。			

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.2. 介護過程の展開

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 利用者に関する情報を収集できる</b>				
	① 利用者や家族の生活に対する意向を把握できたか。	3・4	直近の介護過程の記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	② 利用者の心身機能・身体状況、利用者の「できる行為・活動」(実際には行う力を持っており、訓練や適切な支援によってできるようになること)と「している行為・活動」(毎日の生活の中で特に意識したり、努力したりすることなく行っていること)、健康状態、について、それぞれ把握できたか。			
	③ 利用者を取りまく物的環境(食品、薬、福祉用具等)、人的環境(家族、友人等の支援や態度)、利用者の人生や生活の特別な背景(ライフスタイル、習慣、生育歴、教育歴、職業歴、行動様式、価値観等)、利用している制度について把握できたか。			
<b>(2) 個別介護計画を立案できる</b>				
	① 得られた情報を整理、統合することができたか。	3・4	直近の介護過程の記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	② 課題を明確にすることができたか。		直近の介護過程の記録確認・ヒアリング	
	③ 個別介護計画において、利用者の生活習慣や価値観を尊重する目標、心身の機能を維持・改善するとともに、自立的な生活を支援する目標を設定し、それを達成するための具体的な支援内容(担当者、頻度、期間を含む)を設定できたか。		直近の介護過程の記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	④ 個別介護計画を利用者や家族に説明し、同意が得られたか。			
<b>(3) 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる</b>				
	① ケアカンファレンス等の場において、個別介護計画の目標、支援内容及びそこに関わるスタッフの役割等についてチームメンバーに説明して共有し、プラン内容が継続的に実践される働きかけを行ったか。	3・4	直近の介護過程の記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	② チームにおける個別介護計画の実施状況を把握したか。			
	③ 個別介護計画に基づく支援に対する利用者・家族の満足度や意向を把握したか。			
	④ 個別介護計画に基づく支援による利用者の心身の状況や利用者を取り巻く物的環境、人的環境の変化を把握したか。			
<b>(4) 個別介護計画の評価ができる</b>				
	① 個別介護計画の目標に対する到達度を評価したか。	3・4	直近の介護過程の記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	② 個別介護計画の内容に対する利用者・家族の満足度や意向を把握したか。			
	③ 個別介護計画の見直しにあたっての代替案を設定したか。			

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.3. 感染症対策・衛生管理

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 感染症予防対策ができる</b>				
	① 利用者の血液、体液、分泌物、排泄物(汗を除く)、障害のある皮膚、粘膜に接触する場合、手袋を着用するとともに、ケア終了後は、手袋を脱着し手洗いをしているか。	2②・3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認	
	② オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置いていないか。			
	③ 嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所の消毒を確実に行ったか。		日頃の対応を観察	
	④ 利用者に、どのような感染症の既往があるか確認できているか。			
<b>(2) 感染症発生時に対応できる</b>				
	① 感染症を疑われる利用者や罹患した利用者に対応する場合に、マスク及び手袋の着用、ケア前後の手洗い・消毒等感染拡大防止のための対応をとったか。	2②・3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認	認定要件の対象外とすることが可能 ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
	② 利用者の状態、感染症発生状況を正確に記録したか。		記録確認	

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.4. 事故発生防止

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1)ヒヤリハットの視点を持っている</b>				
	① 「事故には至らなかったがヒヤッとしたこと」「ハッとした気づき」を意識してとり上げ、記録に残すことができたか。	2②・3・4	記録確認	
	② ヒヤリハットの対応策(予防策)を講じることができたか。	3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認(必要に応じて記録確認)	
	③ 分析した情報について、事業所・施設内の会議で報告する等ケアチームで情報共有し、対応策を継続的に実践することができたか。			
<b>(2) 事故発生時の対応ができる</b>				
	① 事故発生時の事業所・施設内のルールに従って報告すべき者に対して、事故発生時の状況について、いつ、どこで、誰が、どのように、どうしたかを明瞭に伝えることができたか。	2②・3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認	
	② 事故の再発予防策を講じることができたか。	3・4	記録確認	
	③ 家族に連絡し、発生原因、再発予防策を利用者・家族が理解できるように説明できたか。		対応すべき事態が起こった場合に現認	
	④ 事故の発生から再発予防策までを事業所・施設内外の関係者と共有し、再発防止策を継続的に実践することができたか。		記録確認	
<b>(3) 事故報告書を作成できる</b>				
	① 事故報告書に、5W1Hを明瞭にした発生状況とその対応を記載できたか。	3・4	記録確認	
	② 保険者に対する報告について、その定める方法・様式に沿って記載することができたか。			

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.5. 身体拘束廃止

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 身体拘束廃止に向けた対応ができる</b>				
	① 身体拘束に至る背景や原因について、情報を収集・整理し、問題点を明確にすることができたか。	3・4	記録確認 (必要に応じてヒアリング)	
	② 身体拘束をなくしていくための対応策を提示できたか。			
	③ ケアカンファレンス等を開催し、身体拘束に至らないよう、あるいはなくしていくための対応策についてチームメンバーと共有し、対応策が継続的に行われるよう働きかけを行ったか。			
<b>(2) 身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる</b>				
	① 【特養・老健・グループホーム等のみ】緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、事業所・施設内の「身体拘束廃止委員会」において検討する等事業所・施設全体としての判断が行われるような手続きを行ったか。	3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認	以下のいずれかに該当する場合は、レベル認定の要件とはしない(評価対象外)。 (i)入所・入居・短期入所系のサービス【※】以外のサービスである場合 (ii)身体拘束を全くしていない場合
	② 【特養・老健・グループホーム等のみ】緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録したか。		記録確認	【※】「入所・入居・短期入所系のサービス」とは、以下を指します。 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護等

## 大項目.Ⅱ 利用者視点での評価

### 中項目.6. 終末期ケア

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
(1) 終末期の利用者や家族の状況を把握できる		3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認(必要に応じて記録確認)	認定要件の対象外とすることが可能 ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
①	利用者のADL、余命、告知・無告知の把握をしているか。			
②	利用者・家族の看取りの場所の希望について把握をしているか。			
③	利用者の自己決定や家族の希望を最大限尊重しているか。			
(2) 終末期に医療機関または医療職との連携ができる		3・4	対応すべき事態が起こった場合に現認(必要に応じて記録確認)	認定要件の対象外とすることが可能 ※但しレベル4の認定申請は適用対象外
①	利用者の痛みやそのほかの不快な身体症状の変化があった場合に備え、その際の対処について、あらかじめ医療機関または医療職と打ち合わせているか。			
②	利用者の痛みやそのほかの不快な身体症状の変化をとらえ、医療機関または医療職に連絡したか。			記録確認
③	利用者の状態の変化を正確に記録し、他職種と共有したか。			

## 大項目.Ⅲ 地域包括ケアシステム&リーダーシップ

### 中項目.1. 地域包括ケアシステム

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
	<b>(1) 地域内の社会資源との情報共有</b>			
①	関連する他の機関と情報共有を図るため、利用者にサービスを提供したときに進捗状況や結果を関連する他の機関または自身が所属する機関の窓口へ情報提供しているか。	4	ヒアリング	
②	利用者がどんな制度、資源、サービスを利用しているか把握しているか。			
③	サービスの実施に必要な知識や情報を、関連する他の機関等(知人、団体、住民組織等を含む)から集めているか。			
	<b>(2) 地域内の社会資源との業務協力</b>			
①	利用者等からの相談や問題状況を基に、関連する他の機関に必要とされるサービスを文書化して提案しているかどうか。	4	記録確認	
②	関連する他の機関(知人、団体、住民組織等を含む)に協力を要請しているか。		ヒアリング	
	<b>(3) 地域内の関係職種との交流</b>			
①	自分と関連する専門職の集まりだけでなく、他の職種・専門職との集まり(会議、懇親会)にも参加しているか。	4	ヒアリング	
②	関連する他の機関にどのような専門職がいるか、把握しているか。			
	<b>(4) 地域包括ケアシステムの管理業務</b>			
①	自分の属する機関が提供する介護業務の内容について、関連する他の機関(住民組織を含む)に資料・文書で情報提供しているか。	4	記録確認	
②	複数の関連する他の機関(住民組織を含む)の専門職が集めた利用者の情報をセンターとして、もしくはチームとして適正に管理・提供しているか。			

## 大項目.Ⅲ 地域包括ケアシステム & リーダーシップ

### 中項目.2. リーダーシップ

小項目	チェック項目	評価対象となるレベル	評価方法	留意事項
<b>(1) 現場で適切な技術指導ができる</b>				
	① 個々のスキルや仕事に対する取組みの意識を把握し、スタッフのレベルやキャリア・プランに応じて育成計画を立案して指導しているか。	4	日頃の対応を観察(必要に応じて記録確認、ヒアリング)	
	② 介護の現場で、スタッフのスキルや利用者とのコミュニケーションの取り方等について、具体的な指導・助言を行っているか。		日頃の対応を観察(必要に応じてヒアリング)	
	③ 利用者の不自信やスタッフのモチベーションの低下を招かないように、介護の現場でスタッフに指導・助言を行う場合は、利用者の前でスタッフを注意したり叱ったりせず、後で声を掛けるなどしているか。		ヒアリング	
	④ スタッフに指導した後は、振り返りを行ない、スタッフの疑問の解消や注意すべき点等について確認しているか。			
	⑤ 自己のスキルアップのために、研修を受講する等により研鑽しているか。			
<b>(2) 部下の業務支援を適切に行っている</b>				
	① スタッフの休暇予定や利用者のキャンセルを把握し、誤り無くローテーション(シフト)を組むことができるか。	4	日頃の対応を観察(必要に応じてヒアリング)	事業所・施設において、特定の役職者しか行っておらず評価ができない場合は小項目評価の要件としない(評価対象外)。
	② 事業所・施設内において、研修、勉強会、ミーティング、ケース会議等を定期的に開催しているか。		記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	③ 各スタッフとの面談の機会をつくり、スタッフの要望や悩みを聞き取り、把握・助言をしているか。		日頃の対応を観察(必要に応じてヒアリング)	
	④ 事業所・施設内外の研修、勉強会等について、個別に声を掛ける等してスタッフに参加させているか。			
	⑤ スタッフの体調を把握するために声かけや観察を行なっているか。			
<b>(3) 評価者として適切に評価できる</b>				
	① 期首にスタッフと面談の機会を持ち、スタッフの希望する目標、上司として期待する目標を相互に確認した上で、スタッフとともにその期の目標を設定しているか。	4	記録確認(必要に応じてヒアリング)	
	② 自己の利益や好みによらず、客観的評価基準に基づきスタッフを評価できているか。		日頃の対応を観察(必要に応じてヒアリング)	

介護プロフェッショナルキャリア段位制度 レベル認定(ユニット認定)申請書	
申請日 年 月 日	
介護プロフェッショナルキャリア段位制度 レベル認定委員会 委員長殿	
下記のとおり、レベル認定(ユニット認定)を申請します。	
認定申請者	氏名・印 (フリガナ) <span style="float: right;">(印)</span> 被評価者ID (※ 7桁の数字)
	生年月日 性別
所属事業所・施設	法人名
	事業所・施設名
	住所 (〒 - ) 電話番号
	責任者氏名・印 (フリガナ) <span style="float: right;">(印)</span> ※責任者氏名が空欄の場合はご記入ください。
評価者	評価者(アセッサー)氏名・印 (フリガナ) <span style="float: right;">(印)</span> アセッサーID (※ 11桁の数字)
申請内容	申請タイプ <input type="checkbox"/> レベル認定申請 <input type="checkbox"/> ユニット認定申請 ※ ユニット認定申請の場合は、別紙「ユニット認定希望小項目」に確認のうえ申請書に添付
	認定申請レベル ※ユニット認定申請の場合はチェックされません。 <input type="checkbox"/> レベル2① <input type="checkbox"/> レベル2② <input type="checkbox"/> レベル3 <input type="checkbox"/> レベル4
	「わかる(知識)」のレベル ※ユニット認定申請の場合はチェックされません。 <input type="checkbox"/> レベル2 介護職員初任者研修修了 ※ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む <input type="checkbox"/> レベル3 介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※介護職員基礎研修修了でも可 <input type="checkbox"/> レベル4 介護福祉士(国家試験合格) ※介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする
情報公開	レベル認定後の情報公開 レベル認定者(被評価者)の氏名の公開
	評価者(アセッサー)の氏名の公開
	施設・事業所名の公開
	事務局使用欄
様式番号 20160518	

別紙 ユニット認定希望小項目

認定申請者氏名	
被評価者ID	

ユニット認定希望の場合は、  
認定を希望する小項目に○をつけ、  
レベル認定（ユニット認定）申請書に本様式を添付して提出する  
こと。

大項目	中項目	小項目	登録希望	
I 基本介護技術の評価	1 入浴介助	1 入浴前の確認ができる		
		2 衣服の着脱ができる		
		3 洗体ができる（浴槽に入ることを含む。）		
		4 清拭ができる		
	2 食事介助	1 食事前の準備を行うことができる		
		2 食事介助ができる		
		3 口腔ケアができる		
	3 排泄介助	1 排泄の準備を行うことができる		
		2 トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる		
		3 おむつ交換を行うことができる		
	4 移乗・移動・体位変換	1 起居の介助ができる		
		2 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		3 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		4 杖歩行の介助ができる		
		5 体位変換ができる		
	5 状況の変化に応じた対応	1 咳やむせこみに対応ができる		
		2 便・尿の異常（血便・血尿、バイタル、ショック状態など）に対応ができる		
3 皮膚の異常（炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍等）に対応ができる				
4 認知症の方がいつもと違う行動（攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等）を行った場合に対応できる				
II 利用者視点での評価	1 利用者・家族とのコミュニケーション	1 相談・苦情対応ができる		
		2 利用者特性に応じたコミュニケーションができる		
	2 介護過程の展開	1 利用者に関する情報を収集できる		
		2 個別介護計画を立案できる		
		3 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる		
		4 個別介護計画の評価ができる		
	3 感染症対策・衛生管理	1 感染症予防対策ができる		
		2 感染症発生時に対応できる		
	4 事故発生防止	1 ヒヤリハットの視点を持っている		
		2 事故発生時の対応ができる		
		3 事故報告書を作成できる		
	5 身体拘束廃止	1 身体拘束廃止に向けた対応ができる		
		2 身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる		
	6 終末期ケア	1 終末期の利用者や家族の状況を把握できる		
		2 終末期に医療機関または医療職との連携ができる		
	III 地域包括ケアシステム & リーダーシップ	1 地域包括ケアシステム	1 地域内の社会資源との情報共有	
			2 地域内の社会資源との業務協力	
			3 地域内の関係職種との交流	
4 地域包括ケアの管理業務				
2 リーダーシップ		1 現場で適切な技術指導ができる		
		2 部下の業務支援を適切に行っている		
		3 評価者として適切に評価できる		

介護プロフェッショナルキャリア段位制度  
レベル認定証

認定：レベル

\_\_\_\_\_ 殿

(認定NO. \_\_\_\_\_ )

あなたは、介護プロフェッショナルキャリア  
段位制度における上記のレベルである  
ことを認定いたします

年 月 日

介護プロフェッショナル  
キャリア段位制度 レベル認定委員会



介護プロフェッショナルキャリア段位制度による「できる(実践的スキル)」の評価

認定レベル:

大項目	中項目	小項目	今回認定	評価
基本介護技術の評価	入浴介助	1 入浴前の確認ができる		
		2 衣服の着脱ができる		
		3 洗体ができる(浴槽に入ることを含む。)		
		4 清拭ができる		
	食事介助	1 食事前の準備を行うことができる		
		2 食事介助ができる		
		3 口腔ケアができる		
	排泄介助	1 排泄の準備を行うことができる		
		2 トイレ(ポータブルトイレ)での排泄介助ができる		
		3 おむつ交換を行うことができる		
	移乗・移動・体位変換	1 起居の介助ができる		
		2 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		3 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		4 杖歩行の介助ができる		
		5 体位変換ができる		
	状況の変化に応じた対応	1 咳やむせこみに対応ができる		
2 便・尿の異常(血便・血尿、バイタル、ショック状態など)に対応ができる				
3 皮膚の異常(炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍等)に対応ができる				
4 認知症の方がいつもと違う行動(攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等)を行った場合に対応できる				
利用者視点での評価	利用者・家族とのコミュニケーション	1 相談・苦情対応ができる		
		2 利用者特性に応じたコミュニケーションができる		
	介護過程の展開	1 利用者に関する情報を収集できる		
		2 個別介護計画を立案できる		
		3 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる		
		4 個別介護計画の評価ができる		
	感染症対策・衛生管理	1 感染症予防対策ができる		
		2 感染症発生時に対応できる		
	事故発生防止	1 ヒヤリハットの視点を持っている		
		2 事故発生時の対応ができる		
		3 事故報告書を作成できる		
	身体拘束廃止	1 身体拘束廃止に向けた対応ができる		
2 身体拘束を行わざるを得ない場合の手続ができる				
終末期ケア	1 終末期の利用者や家族の状況を把握できる			
	2 終末期に医療機関または医療職との連携ができる			
地域包括ケアシステム&リーダーシップ	地域包括ケアシステム	1 地域内の社会資源との情報共有		
		2 地域内の社会資源との業務協力		
		3 地域内の関係職種との交流		
		4 地域包括ケアシステムの管理業務		
	リーダーシップ	1 現場で適切な技術指導ができる		
		2 部下の業務支援を適切に行っている		
3 評価者として適切に評価できる				

「○」:できる 「(○)」:小項目のうち一部の項目についてできる

介護プロフェッショナルキャリア段位制度  
ユニット認定証

殿

(認定NO. )

あなたは、介護プロフェッショナルキャリア  
段位制度における別紙の小項目につ  
いて、実践できることを認定いたします

年 月 日

介護プロフェッショナル  
キャリア段位制度 レベル認定委員会



介護プロフェッショナルキャリア段位制度による「できる (実践的スキル)」の評価

大項目	中項目	小項目	今回認定	評価
基本介護技術の評価	入浴介助	1 入浴前の確認ができる		
		2 衣服の着脱ができる		
		3 洗体ができる (浴槽に入ることを含む。)		
		4 清拭ができる		
	食事介助	1 食事前の準備を行うことができる		
		2 食事介助ができる		
		3 口腔ケアができる		
	排泄介助	1 排泄の準備を行うことができる		
		2 トイレ (ポータブルトイレ) での排泄介助ができる		
		3 おむつ交換を行うことができる		
	移乗・移動・体位変換	1 起居の介助ができる		
		2 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		3 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる		
		4 杖歩行の介助ができる		
		5 体位変換ができる		
	状況の変化に応じた対応	1 咳やむせこみに対応ができる		
2 便・尿の異常 (血便・血尿、バイタル、ショック状態など) に対応ができる				
3 皮膚の異常 (炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍等) に対応ができる				
4 認知症の方がいつもと違う行動 (攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等) を行った場合に対応できる				
利用者視点での評価	利用者・家族とのコミュニケーション	1 相談・苦情対応ができる		
		2 利用者特性に応じたコミュニケーションができる		
	介護過程の展開	1 利用者に関する情報を収集できる		
		2 個別介護計画を立案できる		
		3 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる		
		4 個別介護計画の評価ができる		
	感染症対策・衛生管理	1 感染症予防対策ができる		
		2 感染症発生時に対応できる		
	事故発生防止	1 ヒヤリハットの視点を持っている		
		2 事故発生時の対応ができる		
		3 事故報告書を作成できる		
	身体拘束廃止	1 身体拘束廃止に向けた対応ができる		
2 身体拘束を行わざるを得ない場合の手続ができる				
終末期ケア	1 終末期の利用者や家族の状況を把握できる			
	2 終末期に医療機関または医療職との連携ができる			
地域包括ケアシステム&リーダーシップ	地域包括ケアシステム	1 地域内の社会資源との情報共有		
		2 地域内の社会資源との業務協力		
		3 地域内の関係職種との交流		
		4 地域包括ケアシステムの管理業務		
	リーダーシップ	1 現場で適切な技術指導ができる		
		2 部下の業務支援を適切に行っている		
		3 評価者として適切に評価できる		

「○」：できる